

## あま市空家等の適切な管理に関する条例（案）逐条解説

### （目的）

第1条 この条例は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）に定めるもののほか、空家等の適切な管理に関し必要な事項を定めることにより、生活環境の保全及び安全で安心な暮らしの実現に寄与することを目的とする。

### 【解説】

空家等の中には、適切な管理が行われておらず、結果として安全性の低下、公衆衛生の悪化、景観の阻害等、多岐にわたる問題を生じさせ、ひいては地域の生活環境に深刻な影響を及ぼしているものがあります。

本条例は、空家等対策の推進に関する特別措置法（以下「法」という。）に定められている事項以外に、本市が空家等の適切な管理に対して必要な事項を定めることにより、生活環境の保全及び安全で安心な暮らしの実現に寄与することを目的としています。

### （定義）

第2条 この条例において「市民等」とは、市内に居住し、若しくは滞在し、又は通勤し、若しくは通学する者をいう。

2 前項に定めるほか、この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

### 【解説】

この条例に使われている用語は、その意味を明確にし、解釈に疑義が生じないように定めたものです。

### （情報提供）

第3条 市民等は、適切に管理されていないと思われる空家等を発見したときは、市長にその情報を提供するよう努めるものとする。

### 【解説】

空家等の問題は防災・衛生・景観等多岐にわたり、地域全体の問題にまで波及する恐れがあることから、適切に管理されていないと思われる空家等を発見したときは、市長に情報提供をするよう努めることとしています。

(立入調査等)

第4条 市長は、法9条の規定による調査のほか、この条例の施行に必要な限度において、職員又は委任した者（以下「職員等」という。）に、立入調査等をさせることができる。

【解説】

市長は、法9条の規定による調査のほか、この条例の施行において、職員等に立入調査等をさせることができることとしています。

(緊急安全措置)

第5条 市長は、空家等の老朽化等により、人の生命、身体又は財産に重大な損害を及ぼす危険な状態が切迫していると認めるときは、その危険な状態を回避するため、必要な最小限度の措置を講ずることができる。

2 前項の措置は、長屋及び共同住宅の一部の住戸のうち、市長が認めたものについても適用することができる。

3 市長は、前2項の措置を講じたときは、当該措置に要した費用を所有者等から徴収することができる。

【解説】

具体例として、風雨や地震などにより空家等の建築材が飛散すること又は崩落することにより、通行人や近隣住民に被害を及ぼすことが明らかな場合で、かつ緊急に対応する必要があると市長が判断した場合は、必要な最小限度の措置を講ずることができることとしています。

市長は、法律で規定されていない長屋及び共同住宅の一部の住戸についても、対象としています。

市長は、この措置に要した費用については、所有者等から徴収することができることとしています。

(補足説明)

第1項中の「必要な最小限度の措置」とは、条例施行規則で定めています。(例えば、解放されている窓その他の開口部の閉鎖、解放されている門扉の閉鎖、外壁又は柵、塀その他の敷地を囲む工作物の著しく破損した部分の簡易な養生などの対策を行います。)

(関係機関との連携)

第6条 市長は、第1条の目的を達成するために必要があると認めるときは、市の区域を管轄する警察署その他の関係機関に必要な協力を要請することができる。

【解説】

事件性のある場合には、警察に協力を要請するものです。その他登記簿等調査においては法務局、その他関係機関として愛知県とも連携を図り、空家等の全般的な問題解消に取り組むことを規定するものです。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

【解説】

本条例の施行については、あま市空家等の適切な管理に関する条例施行規則で定めることを示しています。

附 則

この条例は、令和元年 月 日から施行する。